

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第53号

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
	事務の区分	市町		事務の区分	市町
(略)			(略)		
10の4	旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（(1)から(5)までにおいては、規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(3) (略) (4) (略) (5) 法第8条第3項の規定による一般旅券の手交 (6) <u>法第10条第1項の返納の受付</u> (7) (略) (8) <u>法第11条の返納の受付</u> (9) <u>法第12条第1項の査証欄の増補に係る申請書の受付</u> (10) <u>法第12条第3項にお</u>	全市町	10の4	旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（(1)から(7)までにおいては、規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(3) (略) (4) <u>法第3条第5項の規定による確認</u> (5) (略) (6) <u>法第8条第2項の規定による返納の受付</u> (7) <u>法第8条第3項の規定による一般旅券の手交及び同項の返納の受付</u> (8) (略)	全市町

<p>いて準用する法第8条 第1項の規定による一 般旅券の手交 <u>(11)~(14)</u> (略)</p>	<p>(9)~(12) (略)</p>
(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和5年3月27日から施行する。
- 2 旅券法の一部を改正する法律（令和4年法律第33号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされた処分のうち、改正前の別表第1の10の4の項⁽¹⁰⁾の一般旅券の手交については、なお従前の例による。